

○財務省告示第七十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十九年五月九日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十九年六月八日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号
一	利付国庫債券（五年）（第二百二十一回、第二百二十二回、第二百二十三回、第二百二十六回及び第三百三十回）及び利付国庫債券（十年）（第二百九十六回及び第三百二十回）
二	発行の根拠
二	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等
三	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
四	発行方法
四	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
五	募入決定の方法
五	額面金額で千九百九十五億円
六	発行額
六	二千二十六億九十六万六千円
七	払込金額
七	二千二十六億九十六万六千円

八 最低額面金

五万円

九 振替単位

振替法の規定による振替口座簿

の記載又は記録は、最低額面金と

額の整数倍の金額によるものと

十 発行日

平成十九年五月九日

十一 発行価格

発行対象国債ごと、額面金額

出た金額、次の算式により算

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100}} \times \text{残存年数}$$

十二 利率

(別表のとおり) 募集決定の通知を受けた者は、

十三 経過払込み

り算出した金額を払込日に払

い込むものとす。払込日に払

各発行対象国債の額面金額の

100×各発行対象国債の前子

支規数(利子支払期日)が発行日と同日

十四 利子

第十号に規定する発行日後の各

と、対象国債の支払期において、支

算式により算出された金額を支払

日に支払う(償還期限に翌営業

同日に支払う(償還期限に翌営業

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五
十六
十七
十八
十九
二十

償還期限
償還金額
入札の基
準とする
各発行対
象国債の
利率

元利金支
払場所加
入札参加
者
払込期日

平成二十九年五月九日

日本銀行
とす
る。
訂正
後
の
当
該
単
利
金
支
払
所
加
入
札
参
加
者
財
務
大
臣
か
ら
通
知
を
受
け
た
者
日
本
銀
行
と
す
る。
訂
正
後
の
当
該
単
利

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第五回) (二十年) <td>〇・一%</td> <td>平成三十一年三月二十一日</td> <td>七十七億円</td>	〇・一%	平成三十一年三月二十一日	七十七億円
利付国庫債券 (第五回) (二十年)	〇・一%	平成三十一年三月二十一日	二億円
利付国庫債券 (第五回) (二十年)	〇・一%	平成三十一年三月二十一日	五十億円

（（利 第十付 三年国 百）庫 二 債 回 券 ）	（（利 第六付 回二年国 ）百）庫 九 債 十 券	（（利 第五付 百年国 三）庫 十 債 回 券 ）	（（利 回第五付 ）百年国 二）庫 十 債 六 券
一 ・ 四 %	一 ・ 五 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %
日年平 六成 月三 二十 十一	九平 月成 二三 十十 日年	十年平 日十成 二三 月十 二三	十年平 日十成 二三 月十 二二
十三億 円	円七 百十 七億	三十億 円	千百六億 円